

精神障害者保健福祉手帳の申請書類

- 1 新規申請、更新申請、再申請（期限切れ後の申請）、障害等級変更申請
申請には「診断書による申請」と「障害年金の証書等による申請」の方法があり、次の書類が必要です。
なお、有効期間は2年間となり、更新申請は有効期限の3か月前からできます。
※ 有効期限満了に伴う事前の更新申請の案内はしていませんので手帳の有効期限を必ず確認してください。

【診断書による申請】

- (1) 精神障害者保健福祉手帳申請書
 - (2) 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）
 - ・ 診断書内に自立支援医療についての記載があり、指定医療機関での作成であれば自立支援医療（精神通院）と同時申請ができます。
 - ・ 診断書を作成できるのは、精神保健指定医、精神科医が原則ですが、てんかん等で内科医等が主治医になっている場合など他科の医師でも作成可能です。
 - ・ 診断書は申請日の3か月以内に作成されたものが有効です。
 - ・ 診断書は初診日から6か月を経過した日以降に作成されたものが有効です。
 - (3) 個人番号（マイナンバー）利用のための確認書類 ※注釈
 - (4) 精神障害者保健福祉手帳 ※すでに持っている人のみ
 - (5) 自立支援医療受給者証（精神通院医療） ※すでに持っている人のみ
- ※ 申請から手帳の交付までおおよそ2か月程度かかります。

【障害年金の証書等による申請】

- (1) 精神障害者保健福祉手帳申請書
 - (2) 「年金証書」「直近の年金振込（支払）通知書」「年金裁定通知書」いずれかのコピー（A4用紙で2部）
 - ・ 精神障害（てんかんを含む）を事由とする障害年金等を現に受給している人に限られます。身体障害等を理由の障害年金や遺族年金、老齢年金は対象外となります。
 - ・ 交付される精神障害者保健福祉手帳の等級は、障害年金等で認定されている等級と同じ等級になります。
 - ・ 特別障害給付金を受給している人は、「特別障害給付金受給資格証」又は「直近の国庫金振込（送金）通知書」のコピー（A4用紙で2部）。
 - (3) 同意書（埼玉県知事宛て）
 - (4) 個人番号（マイナンバー）利用のための確認書類 ※注釈
 - (5) 精神障害者保健福祉手帳 ※すでに持っている人のみ
 - (6) 自立支援医療受給者証（精神通院医療） ※すでに持っている人のみ
- ※ 申請から手帳の交付までおおよそ1か月半～2か月かかります。

2 都道府県間の住所変更による手帳交付申請

埼玉県外（さいたま市含む）で精神障害者保健福祉手帳を交付されていて、転入に伴い、その内容を引き継いで埼玉県で交付を受ける場合は次の書類が必要です。

- (1) 精神障害者保健福祉手帳申請書
- (2) 埼玉県外（さいたま市含む）で交付された精神障害者保健福祉手帳のコピー
- (3) 個人番号（マイナンバー）利用のための確認書類 ※注釈

3 氏名、住所の変更及び再交付申請（記載事項の変更を伴う場合）

氏名、住所の変更があった場合や併せて再交付が必要な場合の手続きには次の書類が必要です。

- (1) 障害者手帳記載事項変更届・再交付申請書
- (2) 精神障害者保健福祉手帳
- (3) 個人番号（マイナンバー）利用のための確認書類 ※注釈

4 再交付申請（記載事項の変更を伴わない場合）

- (1) 障害者手帳再交付申請書（北本市長宛て）
- (2) 精神障害者保健福祉手帳
- (3) 写真（タテ4cm×ヨコ3cm、撮影1年以内、上半身脱帽）
- (4) 個人番号（マイナンバー）利用のための確認書類 ※注釈

※注釈 マイナンバー（個人番号）が確認できる書類（マイナンバーカード等）と書類を提出する人の身元確認書類（運転免許証等）が必要です。また、受診者本人が書類を提出しない場合は委任状等が必要になります。

【受付場所】

北本市役所 障がい福祉課（1階6番窓口）

〒364-8633 北本市本町1-111 電話 048-594-5504（直通）

月曜日～金曜日（祝日を除く）の8時30分～17時15分間に手続きをお願いします。